

○白山市空き家改修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市における空き家の有効活用を通して、定住の促進及び地域の活性化を図るため、空き家バンクに登録された空き家の改修及び修繕（以下「改修等」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、白山市補助金交付規則（平成17年白山市規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 白山市空き家バンク制度実施要綱（平成24年白山市告示第203号の2。以下「実施要綱」という。）第2条第2号に規定する空き家バンクに登録された空き家をいう。
- (2) 入居者 実施要綱第8条に規定する空き家バンクの利用の登録をし、空き家の所有権を移転するため所有者と売買契約を締結している者又は空き家を賃借するため所有者と賃貸借契約を締結している者で、現に空き家に入居しているものをいう。
- (3) 入居予定者 実施要綱第8条に規定する空き家バンクの利用の登録をし、空き家の売買又は賃貸について、空き家の所有者の同意が書面により得られている者で、改修等が完了するまでに売買契約又は賃貸借契約を締結する見込みのものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、入居者又は入居予定者のうち売買契約又は賃貸借契約を締結した日から起算して6月以内に補助金の交付を申請することができる者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 空き家の所有者の3親等内の親族でないこと。

(補助対象費用)

第4条 補助の対象となる費用は、空き家の改修等（日常の生活に使用しない箇所の改修等を除く。）に要した費用で、当該金額が10万円以上のものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の空き家の改修等に要した費用の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

(適用除外)

第6条 市長は、この告示により補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当

する場合は、補助金を交付しない。

- (1) 第4条に規定する空き家の改修等に要する費用について、この告示に定める補助金以外の補助金、助成金等の交付の対象となる場合
- (2) 過去にこの告示により補助金の交付を受けた空き家について改修等を行う場合
(業者の選定基準)

第7条 この告示により補助金の交付を受けようとする者は、空き家の改修等に係る工事の契約を締結する場合は、当該契約の相手方を本市に本社若しくは支社、支店、営業所等を有する法人又は本市で事業を営む個人事業者の中から選定するよう努めなければならない。

(申請書等)

第8条 この告示の実施に必要な申請書等は、次のとおりとする。

- (1) 規則第3条に規定する補助金交付申請書(規則様式第1号)
- (2) 規則第5条に規定する補助事業変更等承認申請書(規則様式第2号)
- (3) 規則第6条に規定する補助金交付決定通知書(規則様式第3号)
- (4) 規則第12条に規定する補助事業実績報告書(規則様式第5号)
- (5) 規則第13条に規定する補助金交付確定通知書(規則様式第6号)
- (6) 規則第15条に規定する補助金請求書(規則様式第7号)

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月22日告示第109号)

この告示中附則第1項及び第2項の改正規定は公表の日から、第1条及び第2条の改正規定は平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日告示第87号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月27日告示第74号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月7日告示第93号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。